

令和 6 年 12 月
曾於市立柳迫小学校

柳迫のよい子等の見直しについて

本校では、「子どもの権利条約」及び「生徒指導提要」に基づいて、子供を中心に据えた社会を実現するために子供の視点、目線に立って意見を聴き、子供にとっていちばんの利益を考え、本校の学校のきまりを見直すことにしました。そこで、「柳迫のよい子」につきまして、学級活動や児童代表委員会、学級PTAの議題として取り上げ、児童、保護者、職員で見直しを進めています。

<見直しの流れ>

4 月	・年度当初に児童生徒・保護者等に校則の内容を説明する。 (学級 PTA)
9 月	・検討委員会を設置(生活指導係) ・3年生以上の学級会等で、きまりについて、意見を出し合う。場合によっては出された意見について話し合う。
10 月	・各学級から出された意見を代表委員会で話し合う。
11 月	・保護者向けに、校則見直しが必要な事項について 12 月の学級 PTA で意見を聴取することを文書で通知。
12 月	・学級 PTA にて、意見を聴取 ・見直し内容の検討(企画委員会→職員会議) ・見直し内容の決定
1 月	・児童、保護者へ配布による周知 ・必要に応じて見直した校則の試行。
2 月	・学級 PTA にて保護者へ周知 ・入学説明会等で校則を周知
3 月	・学校ホームページで公表